

居宅介護支援事業所重要事項説明書

[令和7年4月1日現在]

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 (0855-25-8807) (月～金曜日 09:00～17:00)

2. 担当 介護支援専門員 _____ / 管理者 青戸 美由喜 _____

ご不明な点は、何でもおたずねください。

3. 事業の目的及び方針

要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とし、要介護者等が居宅において日常生活が営めるよう、依頼されたサービスの計画の作成及び必要なサービスの連絡調整を行うものものとする。

4. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	ケアプランセンター 心の里 はるにれ
所在地	島根県浜田市三隅町三隅382番地1
事業所の指定番号	居宅介護支援事業 (島根県 第3270701109 号)
通常の実施地域※	浜田市三隅町 ※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

管理者 1名 (常勤兼務)

介護支援専門員 4名 (常勤専従2名、常勤兼務1名、非常勤専従1名)

(3) 職務内容 管理者 事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
介護支援専門員 指定居宅介護支援の提供に当たる。

(4) 営業時間及び勤務体制

月～金曜日 午前9時から午後17時まで (土曜・日曜・祝日・12月30日～1月3日は休業)

電話等により、24時間常時連絡が可能とし、必要に応じて指定居宅介護支援を行う体制とする。

(5) 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族に対し、求めがあれば閲覧することができます。

5. 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ

付属別紙2「サービス提供の標準的なながれ」参照

6. 利用料金

(6) 利用料 (ケアプラン作成料)

要介護認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。

ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口へ提出しますと、全額払戻を受けられます。

(居宅介護支援利用料)

(ア) 介護支援専門員取扱件数 45 件未満の場合

要介護1・2 _____10,860 円_____ 要介護3・4・5 _____14,110 円_____

(イ) 介護支援専門員取扱件数 40 件以上 60 件未満の場合

要介護1・2	<u>5,440円</u>	要介護3・4・5	<u>7,040円</u>
(ウ) 介護支援専門員取扱件数が50以上である場合において、60件以上の部分			
要介護1・2	<u>3,260円</u>	要介護3・4・5	<u>4,220円</u>

(加 算)

- ・初回加算 3,000円
- ・通院時情報連携加算 500円
- ・緊急時等居宅カンファレンス加算 2,000円/回 (1人につき月2回を限度)
- ・ターミナルケアマネジメント加算 4,000円
- ・入院時情報連携加算 (I) 2,500円 (II) 2,000円
- ・退院、退所加算 (I) イ 4,500円 (I) ロ 6,000円 (II) イ 6,000円 (II) ロ 7,500円 (III) 9,000円
- ・特定事業所加算 (I) 5,190円 (II) 4,210円 (III) 3,230円 (A) 1,140円
- ・特定事業所医療介護連携加算 1,250円
- ・特定事業所集中減算 -2,000円
- ・運営基準減算 ×50/100 (減算が2月以上継続している場合は算定しない)
- ・事業所と同一建物に居住される方に居宅介護支援を行う場合、5%の減算となります。

(7) 交通費

前記3の(1)のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方も、介護支援専門員がお訪ねするための交通費は無料です。

(8) 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができ、いっさい料金はかかりません。

(9) 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族に対し、求めがあれば閲覧することができます。

7. 秘密の保持

個人情報について「個人情報の保護に関する法律」等により適切な取り扱いに努めます。

介護サービスの提供以外の目的では原則利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて了解を得るものとします。

8. ハラスメント行為について

利用者又は家族から以下のような行為があり、ハラスメントと該当するとみなされる場合は契約を解除致します。

- ・身体的暴力又は乱暴な言動、無理な要求 (物を投げつける、刃物をむける、蹴られる、サービス提供中の喫煙 等)
- ・セクシュアルハラスメント (体を触る、手を握る、性的な卑猥な言動 等)
- ・精神的な暴力行為 (怒鳴る、特定の職員に嫌がらせをする 等)
- ・その他 (個人の携帯番号を聞く、ストーカー行為 等)

9. 事故発生時の対応

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。

事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、当事業所が加入する損害賠償保険により損害賠償を行います。

10. 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものと

する。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- 2 虐待防止のための指針の整備
- 3 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 4 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

11. 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

12. 衛生管理等

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
- 2 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 3 事業所において、介護支援専門員に対し感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

13. 看取りについて

事業所は、利用者が、医師の診断のもと、回復不能の状態に陥った時に、最期の場所及び治療等について本人の意思、ならびに家族の意向を最大限に尊重し、看取り介護が行えるよう指針に則り、居宅介護支援を行います。

14. 身体拘束の適正化等

事業所は利用者お一人お一人の尊厳に基づき、安心・安全が確保されるように身体的・精神的に影響を招く恐れのある身体拘束は、緊急やむを得ない場合を除き原則として実施いたしません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。また次の取り組みを継続的に実施し、身体拘束適正化のため体制を維持・強化します。

- 1 身体拘束適正化を目指す為の取り組み等の確認・改善を検討する委員会を定期的開催し、従業者に周知徹底を図ります。
- 2 身体拘束適正化のための指針を整備します。
- 3 従業者に対し身体拘束適正化のための研修を実施します。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置をします。

15. サービス内容に関する苦情

(10) 当事業所の相談・苦情窓口

苦情相談窓口	担当介護支援専門員または管理者
受付日	月～金（12月30日～1月3日を除く）
受付時間	午前9時～午後17時

担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

(11) その他の窓口

	電話	受付時間
浜田市 健康医療対策課	0855-25-9320	8:30~17:15
浜田広域行政組合 介護保険課	0855-25-1520	8:30~17:15
島根県国民健康保険連合会	0852-21-2811	9:00~17:00

【 会社の概要 】

社名 テライ・メディカルサポート株式会社
設立 平成23年04月
所在地 島根県浜田市三隅町三隅382番地1
代表者 代表取締役 寺井 麻実子

【事業所の概要】

事業所の名称 ケアプランセンター 心の里 はるにれ
事業所の所在地 島根県浜田市三隅町三隅382番地1
連絡先 電話 0855-25-8807 FAX 0855-32-4008
管理者氏名 青戸 美由喜
開設年月日 平成26年 5月12日

(付属別紙1)

要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1. 提供する居宅介護支援について

- ・ 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・ 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・ 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

2. 要介護認定後の契約の継続について

- ・ 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・ また、利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

3. 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合の利用料について

要介護認定等の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合は、利用料をいただきません。

4. 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料金は、原則的に利用者にご負担いただくことになります。
- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくことになります。(付属別紙2)

サービス提供の標準的な流れ

